

徴収の猶予の申請の手引き

熊本県

県税の猶予制度のあらまし

県税をその納期限までに納付していない場合には、納付するまでの日数に応じて延滞金がかかるほか、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

ただし、県税を一時に納付することが困難な理由がある場合には、県の所管の各広域本部（以下「広域本部」という。）に申請することにより、財産の換価（売却）や差押えなどが猶予される制度があります。

徴収の猶予

災害、病気、事業の休廃業などによって県税を一時に納付することができないと認められる場合や、本来の期限から1年以上経って納付すべき税額が確定した県税を一時に納付することができない理由があると認められる場合に、申請に基づいて納税が猶予される制度です。

徴収猶予の効果

徴収の猶予が認められると...

新たな差押えや換価（売却）などの滞納処分の執行を受けません。

既に差押えを受けている財産がある場合には、広域本部に申請することにより、その差押えが解除される場合があります。

徴収の猶予が認められた期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。

手続の流れ

猶予を受けるための要件の確認

徴収の猶予（ 3 ページ）

災害、病気、事業の休廃業などによって、県税を一時に納付することができないと認められる場合は、申請により**徴収の猶予**を受けることができます。

また、本来の期限から1年以上経って納付すべき税額が確定した県税を一時に納付することができないと認められる場合は、その県税の納期限までに申請することにより、徴収の猶予を受けることができます。

申請書等の作成・提出（ 4 ページ ）

「申請書」に、必要な書類を添付して、広域本部に提出します。

徴収の猶予の場合の「申請書」の書き方 7 ページ

「財産目録等」の書き方 13 ページ

「収支の明細書」の書き方 18 ページ

提出された申請書等の審査（ 5 ページ）

広域本部では、提出された申請書及び添付書類の内容を確認して、猶予の決定・不承認や、猶予を許可する金額・期間などの審査を行います。

なお、申請書等の記載に不備がある場合は、一定期間内に補正していただく必要があります。

猶予が許可された場合（ 5 ページ）

猶予が許可された場合は、広域本部から「猶予決定通知書」が送付されますので、その通知書に記載された分割納付計画のとおりにより納付してください

不許可となる場合（ 5 ページ）

一定の場合には、猶予が許可されないことがあります。この場合には、広域本部から「猶予不承認通知書」が送付されます。

完納

本税の全額が納付された場合は、延滞金の全部又は一部が免除される場合があります。

猶予の取消し等（ 6 ページ）

一定の場合には、猶予が取り消されたり、猶予期間が短縮されたりすることがあります。

なお、やむを得ない事情がある場合には、分割納付計画の変更や猶予期間の延長が認められることがあります。

徴収の猶予

1 災害等により納付困難となった場合の徴収の猶予の要件

次の から に掲げる要件のすべてに該当する場合は、徴収の猶予を受けることができます。

次に掲げるもののいずれかに該当する事実（納税者の責めに帰することができないやむを得ない理由により生じた事実に限ります。以下「猶予該当事実」といいます。）があること

イ 納税者がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったこと

ロ 納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと

ハ 納税者がその事業を廃止し、又は休止したこと

ニ 納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと(* 1)

ホ 納税者に上記イからニに類する事実があったこと(* 2)

猶予該当事実に基づき、納税者がその納付すべき県税を一時に納付することができないと認められること

「徴収の猶予申請書」が広域本部に提出されていること

原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること(* 3)

* 1 「事業につき著しい損失を受けた」とは、納税の猶予を受けようとする期間の始期の前日以前の1年間（以下「調査期間」といいます。）の損益計算において、その直前1年間（以下「基準期間」といいます。）の利益の額の2分の1を超えて損失が生じていること（基準期間において損失が生じている場合には、調査期間の損失の金額が基準期間の損失の金額を超えていること）をいいます。

* 2 「上記イからニに類する事実」のうち、ニ（納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと）に類するものとは、売上の著しい減少又は経費の著しい増加によって損失が生じていることをいいます。

* 3 次の から のいずれかに該当する場合には、担保を提供する必要はありません。

猶予を受ける金額（未確定の延滞金を含みます。）が50万円以下である場合

猶予を受ける期間が3か月以内である場合

担保を提供することができない特別の事情（地方税法により担保として提供することができることとされている種類の財産（ 11 ページ）がないなど）がある場合

2 本来の期限から1年以上経過した後納付すべき県税が確定した場合の徴収の猶予の要件

次の から に掲げる要件の全てに該当する場合は、徴収の猶予を受けることができます。

法定納期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した県税(* 1)などがあること

納税者が の県税を一時に納付することができない理由があると認められること

やむを得ない理由があると認められる場合を除き、納税者から の県税の納期限(* 2)までに「徴収の猶予申請書」が広域本部に提出されていること

原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること

- * 1 例えば、法定納期限から1年を経過した日以後に修正申告書を提出した場合に、その修正申告書の提出によって納付すべきこととなる県税が該当します。
- * 2 例えば、修正申告書を提出する場合には、その提出した日が納期限となりますので、同日までに徴収の猶予申請書を提出する必要があります。

3 猶予期間

徴収の猶予を受けることができる期間は、1年(*)の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く県税を完納することができると思われる期間に限られます。

なお、徴収の猶予を受けた県税について、申請者の財産や収支の状況に応じて、猶予期間中に分割して納付する方法によることを、広域本部長が定めることがあります。

- * 徴収の猶予を受けた後、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、当初の猶予期間が終了する前に広域本部に申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。

4 申請のための書類

徴収の猶予の申請をする場合は、次の書類を広域本部に提出してください。

(1) 猶予の審査のために必要となる書類

「徴収の猶予（期間の延長）申請書」（書き方は、7～12ページ）

災害等により納付困難となった場合の徴収の猶予の申請をする場合には、猶予該当事実があることを証する書類

「財産目録等」（書き方は、13～17ページ）

「収支の明細書」（書き方は、18～25ページ）

- * 1 災害、病気等により納付困難となった場合（1のイ、ロ又はホ（イ又はロに類する事実に限ります。）に該当する場合）の徴収の猶予の申請をするに際して、これらの添付書類の提出を困難とする事情があるときには、広域本部（収税担当課）にご相談ください。
- * 3 猶予該当事実があることを証する書類には、例えば次のようなものがあります。詳しくは、広域本部（収税担当課）にお尋ねください。
 - 災害又は盗難のときは、罹災証明書、盗難の被害届の写しなど
 - 病気又は負傷のときは、医師による診断書、医療費の領収書など
 - 事業の廃止又は休止のときは、廃業届など
 - 事業について著しい損失を受けたときは、調査期間と基準期間のそれぞれの期間の仮決算書など

(2) 担保の提供に関する書類

担保を提供する必要がある場合は、「担保提供書」や抵当権の設定のための書類（不動産等を担保とする場合）などを提出する必要がありますので、詳しくは広域本部にお尋ねください。

なお、担保を提供する必要がない場合（ 3ページの*4 ）には、提出は不要です。

4 提出された申請書等の審査

広域本部では、必要な書類が提出されているか、必要な事項が記載されているかを確認し、徴収の猶予の許可・不許可、猶予を許可する金額、期間などの審査を行います。

(1) 申請書等の補正

申請に当たって必要となる書類が提出されていない場合や、書類の記載に不備がある場合は、電話等により補正をお願いする場合があります。

なお、広域本部から**補正通知書**が送付された場合において、補正通知書の送付を受けた日の翌日から起算して**20日以内に補正されないときは、猶予の申請を取り下げたものとみなされます**ので、ご注意ください。

(2) 申請内容の審査

広域本部の職員が、申請者に対して、申請書や添付書類に記載された内容（一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細、財産の状況、収支の実績及び見込み等）について質問をしたり、帳簿書類等を確認させていただくことがあります。

5 猶予が許可された場合

徴収の猶予が許可された場合には、「徴収の猶予承認（一部承認）通知書」が申請者に送付されますので、その通知書に記載された分割納付計画のとおり、猶予を受けている県税を納付してください。

なお、広域本部での審査の結果により、申請書に記載された猶予を受けようとする金額の一部についてのみ許可される場合、猶予を受けようとする期間よりも短い猶予期間により許可される場合、又は申請書に記載された分割納付計画と異なる内容の分割納付計画により許可される場合があります。このような許可に不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申立てをすることができます。

6 不許可となる場合

次のいずれかに該当するときは、徴収の猶予を許可することができません。

なお、猶予の不許可に不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申立てをすることができます。

猶予の要件（ 3ページの1の～ ）に該当しないとき。

申請者について強制換価手続(*1)が開始されたとき、法人である申請者が解散したとき、申請者が県税の滞納処分執行を免れたと認められるときなどにおいて、猶予を受けようとする県税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。

申請者が、猶予の審査をするために広域本部の職員が行う質問に対して回答せず、又は帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき(*2)。

不当な目的で猶予の申請がされたとき、その他その申請が誠実にされたものでないとき(*3)。

- *1 「強制換価手続」とは、滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売、破産手続などをいいます。
- *2 「帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき」とは、具体的には、言動や行動で検査を承諾しない場合、検査に障害を与える場合、検査の対象から免れる場合などが該当します。
- *3 「申請が誠実にされたものでないとき」とは、猶予の申請が不許可又はみなし取下げとなった後に、同一の県税について再度猶予の申請がされたとき（新たな猶予該当事実（ 3 ページの 1 のイ～ホ）が生じたことにより徴収の猶予を申請する場合などを除きます。）などが該当します。

7 猶予の取消し

徴収の猶予が許可された後に、次のいずれかに該当することとなったときは、猶予が取り消されたりすることがあります。

なお、猶予の取消しを受けたことに不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申立てをすることができます。

猶予を受けている者について、「6 不許可となる場合」（ 5 ページ）のと同様の事情がある場合で、猶予を受けている県税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。

猶予を受けている県税を「換価の猶予通知書」により通知された分割納付計画のとおり納付しないとき（*）。
広域本部長が行った担保の変更等の命令に応じないとき。

猶予を受けている県税以外に新たに納付すべきこととなった県税が滞納となったとき（*）。

偽りその他不正な手段により猶予の申請がされ、その申請に基づき猶予が許可されたことが判明したとき。

財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないとき認められるとき。

- * 猶予をしたときにおいて予見できなかった事実（猶予を受けている者の責めに帰することができない事実に限ります。）が発生した場合など、やむを得ない理由がある場合を除きます。
やむを得ない理由がある場合には広域本部へご相談ください。

「徴収の猶予申請書」の書き方

別記第17号様式(第9条の7、第9条の8関係)

(表)

受付印

徴収の猶予(期間の延長)申請書

申請書を提出する日を記載してください。

平成28年 5月 1日

熊本県 県央 広域本部長
熊本県自動車税事務所長 様

住所又は所在地 熊本市中央区水前寺6-18-1
氏名又は名称 県庁電子株式会社 代表取締役社長 熊本 太郎 印
個人番号又は法人番号 (代表者住所 同上)
(右詰で記載)

住所(又は所在地)、氏名(又は名称)を記載し、押印してください。
()申請者が法人である場合は、その代表者の住所及び氏名を併せて記載してください。

地方税法第15条第1項
熊本県税条例第45条第1項(第3項において準用する同条第1項)の規定により、次のとおり県税の猶予(期間の延長)を申請します。

| 年度 (事業年度) | 期別 | 税目 | 納期限 | 徴収金額 | 猶予を受けようとする金額 | 延滞金額 (既猶予額) | 加算金額 (既猶予額) | 滞納処分費 (既猶予額) |
|---------------|-----|------------|----------|--------------|--------------|----------------|----------------|-----------------|
| | | | 既猶予期間 | | 金額 | | | |
| 対象 税目 等 | H27 | 不動産 取得税 | H28.3.31 | 円 240,000 | 円 240,000 | 円 法律に定める金額 | 円 | 円 |
| | | | ~ | | | | | |
| | | | ~ | | | | | |
| | | | ~ | | | | | |
| | | | ~ | | | | | |
| | | | ~ | | | | | |
| 合計 | | | | 円 240,000 | 円 240,000 | 円 法律に定める金額 | 円 | 円 |

徴収の猶予の申請をするとき未納となっている県税を全て記載します。
延滞金については、本税の全額を納付していないときは、「法律に定める金額」又は「要」と記載します。

徴収の猶予(延長)期間 1 平成28年4月1日から平成28年8月31日まで

| 徴収の猶予の期間等 | 納付(納入)期限 | 納付(納入)額 | 備考 | 納付(納入)期限 | 納付(納入)額 | 備考 |
|-----------------|----------|-------------------|----|----------|-------------|----|
| | | | | | | |
| 納付 納入 期限等 | 1 | 円 48,000 | | 2 | 円 48,000 | |
| | 3 | 円 48,000 | | 4 | 円 48,000 | |
| | 5 | 円 48,000 + 延滞金 | ← | 6 | 円 | |
| | 7 | 円 | | 8 | 円 | |
| | 9 | 円 | | 10 | 円 | |
| | 11 | 円 | | 12 | 円 | |

「収支の明細書」の「7 分割納付の計画」欄から転記します。

地方税法第15条第1項各号のいずれかの事実があることの詳細

平成28年4月14日の熊本地震により、工場の一部が損壊したため、復旧までの間、事業を行うことができない。

3

(記載例)

240,000円 - 0円 = 240,000円 ()

(納付すべき県税の合計額) (現在納付可能資金額) (納付を困難とする金額)

620,000円 - 320,000円 = 300,000円 ()

(治療費及び入院費) (受領した保険金) (猶予該当事実があったことによる支出又は損失)

300,000円 () > 240,000円 () 240,000円

(猶予該当事実があったことによる支出又は損失) (納付を困難とする金額) (この欄に記載する金額)

「納付を困難とする金額」の方が「猶予該当事実があったことによる支出又は損失」の金額より大きい場合は、「猶予該当事実があったことによる支出又は損失」の金額を、徴収の猶予を受けようとする金額としてこの欄に記載します。

2 「徴収の猶予を受けようとする期間」欄

この欄には、「猶予期間の開始日」(*) から「納付計画の最終日」及びその期間を記載します。

* 「猶予期間の開始日」とは、通常は申請書を提出する日ですが、次に掲げる場合にはそれぞれの日となります。

- ・ 申請書を提出する日が猶予を受けようとする県税の法定納期限以前である場合には、法定納期限の翌日が「猶予期間の開始日」となります。
- ・ 災害等のやむを得ない理由により、申請書を提出できなかった場合は、申請書を提出した日にかかわらず、猶予該当事実が生じた日を「猶予期間の開始日」とすることができます。

3 「徴収の猶予を受けようとする理由」欄

災害等により納付困難となった場合など猶予該当事実があったことにより、徴収の猶予を申請する場合には、猶予該当事実の詳細と、納税者が資金の支出をし、又は損失を受け、その支出又は損失があることが一時に納付することができないことの原因になっている事情の詳細を具体的に記載します。

なお、本来の期限から1年を経過した後に納付すべき県税が確定した場合の徴収の猶予の申請をする場合には、記載する必要はありませんが、やむを得ない理由(*)により猶予を受けようとする県税の納期限後に申請書を提出する場合は、そのやむを得ない理由をこの欄に記載します。

* この場合の「やむを得ない理由」とは、その猶予を受けようとする県税を納付すべきことを知ったときから徴収の猶予の申請書及び添付書類の作成のために通常必要と認められる期間(おおむね1か月程度)内に徴収の猶予の申請書が提出されたことその他納税者の責めに帰することができないと認められる理由をいいます。

(記載例)

| 猶予該当事実の種類 | 「徴収の猶予を受けようとする理由」欄 |
|----------------------------------|--|
| 災害等 | 平成 27 年 9 月 22 日、台風 50 号により、店舗が床上浸水となった。そのため、店舗の復旧までの間、営業を行うことができなかった。 店舗の床上浸水のため、復旧して営業を再開するまで 10 日間を要した。そのため、その間の売上利益に相当する 50 万円が、猶予該当事実があったことによる損失となっている。 |
| 病気・負傷等 | 平成 27 年 9 月に交通事故に遭い、同月から 3 か月間、病院に入院し、その後も通院している。 病院に治療費及び入院費として、平成 27 年 9 月から平成 28 年 2 月までの間に約 8 9 万円を支払い、生命保険から保険金 26 万円を受領しているため、差引金額である 63 万円が、猶予該当事実があったことによる支出となる。 |
| 事業の休廃止 | 近隣に大型店舗が進出したことにより、平成 27 年 1 月から 9 月までの売上が前年比 70% 減となるなど業績が著しく悪化したため、平成 27 年 10 月に従業員全員を解雇し、衣料品販売業を廃業した。 廃業に伴い、在庫商品を原価割れで売却したことによる損失 67 万円及び従業員 3 人を解雇した際に支払った退職金の合計 135 万円を合わせた 202 万円が、猶予該当事実があったことによる支出である。 |
| 事業上の著しい損失 | 平成 27 年 3 月期は、250 万円の利益があったが、平成 27 年 6 月から主要取引先である××電気工事(株)からの受注がなくなったこと等から、平成 28 年 3 月期は 150 万円の損失となった。 平成 28 年 3 月期の損失 150 万円のうち、平成 27 年 3 月期の利益金額 250 万円の 2 分の 1 の金額 150 万円を終える部分である 25 万円が、猶予該当事実があったことによる損失となっている。 |
| 本来の期限から 1 年を経過した後に納付すべき県税が確定した場合 | 原則として記載不要 (やむを得ない理由により猶予を受けようとする県税の納期限後に申請書を提出する場合は、そのやむを得ない理由を記載します。) 納付すべき税額 30 万円のうち、納期限までに納付できる金額は 5 万円のみであり、残額 25 万円については、一時に納付することができない。 |

4

「担保提供」欄

猶予を受けるに当たり、担保を提供する必要がある場合には「有」を、担保を提供する必要がある場合には「無」をチェックします。

猶予を受けようとする場合には、原則として担保を提供することが必要です。ただし、次の から のいずれかに該当する場合には、担保を提供する必要はありませんので、「無」をチェックします。

猶予を受ける金額（未確定の延滞金を含みます。）が 50 万円以下である場合

猶予を受ける期間が 3 か月以内である場合

担保を提供することができない特別の事情（地方税法により担保として提供することができることとされている種類の財産（*）がないなど）がある場合

* 担保として提供できる財産の種類

地方税法により担保として提供することができることとされている種類の財産は、次に掲げる財産であり、この中からなるべく処分の容易なもので、価額の変動のおそれが少ないものを選択してください。

- 1 国債及び地方債
- 2 地方団体の長が确实と認める社債（特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。）その他の有価証券
- 3 土地
- 4 保険に付した建物、立木、船舶、飛行機、自動車及び建設機械
- 5 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交事業財団及び観光施設財団
- 6 地方団体の長が确实と認める保証人の保証

5 「担保の詳細（又は提供できない特別な事情）」

担保として提供する財産の種類、数量、価額及び所在地等を記載します。

以下の 又は に該当する場合は、この欄は「 - 」と記載します。

猶予を受ける金額（未確定の延滞金を含みます。）が50万円以下である場合
猶予を受ける期間が3か月以内である場合

< 記載例 >

（担保提供 有 で不動産を担保として提供する場合）

種別：土地、
地目：宅地、 地積：120m²
所有者：
所在地： 市 町× × - ×

（担保提供 有 で保証人の保証を担保として提供する場合）

保証人の氏名：
保証人の住所： 市 町1 - 1 - 1

(担保提供 無 で提供することができない特別な事情がある場合)

担保として提供できる種類の財産を所有しないため。

「財産目録等」の書き方

様式第1号

財 産 目 録 等

申請書を提出する日を記載してください。
平成28年 5月 1日

1 住所・氏名等

| | | | |
|-----------|------------------|----------|------------------------|
| 住所 所在地 | 熊本市中央区水前寺6丁目18-1 | 氏名 名称 | 県庁電子株式会社 代表取締役社長 熊本 太郎 |
|-----------|------------------|----------|------------------------|

2 財産の状況

(1) 預貯金等の状況

| 金融機関等の名称 | 預貯金等の種類 | 預貯金等の額 | 金融機関等の名称 | 預貯金等の種類 | 預貯金等の額 |
|-------------------|---------|----------|----------|---------|----------|
| 手持ち現金 | 現金 | 500,000円 | | | 円 |
| ×銀行 ×支店 | 普通預金 | 200,000円 | | | 円 |
| 1 ×銀行 ×支店 | 当座預金 | 150,000円 | | | 円 |
| 預 貯 金 等 合 計 (A) | | | | | 850,000円 |

(2) 売掛金・貸付金等の状況

| 売掛先等の名称・住所 | 種類 | 回収予定日 | 回収方法 | 売掛金等の額 |
|-----------------------|-----|----------|------|------------|
| ×××株式会社 熊本市 町1-2-3 | 売掛金 | H28.6.1 | 振込 | 1,150,000円 |
| 株式会社 ××市××3-4-5 | 売掛金 | H28.9.30 | 約束手形 | 2,000,000円 |
| | | | | 円 |

(3) その他の財産の状況

| 財産の種類 | 担保等 | 直ちに納付に充てられる額 |
|------------------------------------|-------------------------------------|--------------|
| 3 国債・株式等 | | 円 |
| 不動産等 工場の土地、建物(熊本市中央区水前寺6丁目18-1) | <input checked="" type="checkbox"/> | 円 |
| 車 輛 事業用車輛 5台 | | 円 |
| その他 財産 (敷金・保証金・保険金) | | 円 |
| 合 計 (B) | | 円 |

(4) 借入金・買掛金の状況

| 借入先等の名称 | 借入金等の金額 | 月額返済額 | 返済終了(支払)年月 | 追加借入の可否 | 担保提供財産等 |
|----------|-------------|----------|------------|---------|---------|
| カード株式会社 | 800,000円 | 50,000円 | 平成29年6月 | 可・否 | |
| 4 銀行 ×支店 | 23,000,000円 | 400,000円 | 平成32年7月 | 可・否 | |
| | | 円 | 平成 年 月 | 可・否 | |

3 現在の納付可能資金額

| | | | | | |
|------------------|----------|-------------|------------|----------------|---|
| 5 当座資金額(A) + (B) | 850,000円 | 当面の必要資金額(C) | 1,000,000円 | 現在納付可能資金額(-) | 円 |
|------------------|----------|-------------|------------|----------------|---|

「当面の必要資金額」の内容

| 項目 | 金額 | 内 容 |
|---------------------|------------|---|
| 支出見込 事業支出 | 5,200,000円 | 仕入代金1,500,000円 + 給与850,000円 + 役員給与550,000円 + 工場修繕費1,200,000円 + 借入金返済550,000円 + 諸経費348,000円 + 社会保険料等202,000円 |
| 生活費 (個人の場合のみ) | 円 | 【扶養親族 人】 |
| 収入見込み | 4,200,000円 | 事業収入(取引先3社からの売掛金回収額) ・×××株式会社(熊本市 町)・株式会社 (××市××)・有限会社 (郡 町) |
| (支出見込) - (収入見込) (C) | 1,000,000円 | マイナスになった場合は0円 |

この金額が直ちに納付に充てることができる金額です。

「当面の必要資金額(C)」欄に転記します

「2 財産の状況」欄

この欄には、申請書を提出する日現在における財産の状況を記載します。

1 「(1) 預貯金等の状況」欄

(1) 預貯金等の状況

| 金融機関等の名称 | 預貯金等の種類 | 預貯金等の額 | 金融機関等の名称 | 預貯金等の種類 | 預貯金等の額 |
|-----------|---------|----------|----------|---------|----------|
| 手持ち現金 | 現金 | 500,000円 | | | 円 |
| ×銀行 ×支店 | 普通預金 | 200,000円 | | | 円 |
| 銀行 ×支店 | 当座預金 | 150,000円 | | | 円 |
| 預貯金等合計(A) | | | | | 850,000円 |

申請書を提出する日現在の、自宅や事務所等に保管している手持ち現金の額を記載します。

預貯金等については、金融機関等の名称及び支店名、預貯金等の種類の別（普通、当座、定期など）及びその金額を記載します。

手持ち現金及び預貯金等の額の合計を「預貯金等合計（A）」欄に記載します。

預貯金等のうち、借入の担保になっているものについては、「(3) その他の財産の状況」欄の「その他財産」欄に記載します。

2 「(2) 売掛金・貸付金等の状況」欄

売掛金・貸付金等について、売掛先等の名称、住所、種類、回収予定日（手形の場合は支払期日）、回収方法（現金、振込み、手形、小切手等）、金額をそれぞれの欄に記載します。

(2) 売掛金・貸付金等の状況

| 売掛先等の名称・住所 | 種類 | 回収予定日 | 回収方法 | 売掛金等の額 |
|----------------------|-----|----------|------|------------|
| ××株式会社 熊本市 町1-2-3 | 売掛金 | H28.6.1 | 振込 | 1,150,000円 |
| 株式会社 ××市××3-4-5 | 売掛金 | H28.9.30 | 約束手形 | 2,000,000円 |
| | | H . . | | 円 |

「種類」欄には、売掛金、貸付金、未収金等の種類を記載します。

「回収方法」欄には、現金、振込み、手形、小切手等の回収方法を記載します。

3 「(3) その他の財産の状況」欄

3) その他の財産の状況

| 財産の種類 | | 担保等 | 直ちに納付に充てられる額 |
|------------------------|----------------------------|-------------------------------------|--------------|
| 国債・株式等 | | | 円 |
| 不動産等 | 工場の土地、建物（熊本市中央区水前寺6丁目18-1） | <input checked="" type="checkbox"/> | 円 |
| 車 輛 | 事業用車輛 5台 | | 円 |
| その他 財産 (敷金・保証金・保険金) | | | 円 |
| 合計(B) | | | 円 |

国債・株式等の有価証券、不動産等、車両など所有している財産をそれぞれの欄ごとに具体的に記載します。
また、「その他財産」欄には、敷金、保証金、保険等のほか、預貯金等のうち、借入の担保になっているものを記載します。ただし、**1** 「(1)預貯金等の状況」欄に記載した財産は、記載する必要はありません。

「担保等」欄には、記載した財産に抵当権等の担保権が設定されている場合にチェック（）を付けます。

「直ちに納付に充てられる金額」欄には、記載した財産のうち、現金化することが容易で、直ちに納付に充てられる財産の金額を記載し、その合計金額を「合計（B）」欄に記載します。

4 「(4) 借入金・買掛金の状況」欄

借入先等の名称、借入総額、月額返済額、返済終了（支払）年月、追加借入の可否及び担保提供財産等を記載します。

(4) 借入金・買掛金の状況

| 借入先等の名称 | 借入金等の金額 | 月額返済額 | 返済終了（支払）年月 | 追加借入の可否 | 担保提供財産等 |
|---------|-------------|----------|------------|---------|-------------------------|
| カード株式会社 | 800,000円 | 50,000円 | 平成29年 6月 | 可・否 | |
| ×銀行 ×支店 | 23,000,000円 | 400,000円 | 平成32年 7月 | 可・否 | 資材置き場用土地 (熊本市 7-8-9) |
| | 円 | 円 | 平成 年 月 | 可・否 | |

「月額返済額」欄には、毎月の平均的な返済額を記載します。

「返済終了（支払）年月」欄には、借入金の返済が終了する、又は買掛金等を支払う年月を記載します。

「追加借入の可否」欄には、借入の枠が残っているなど、追加借入ができる場合は「可」に、できない場合は「否」に印を付けます。

「担保提供財産等」欄には、借入等のために抵当権を設定しているものなど、担保として提供している財産等を記載します。

5 「3 現在納付可能資金額」欄

イ 「 当座資金額（（a）+（b））」欄

次の金額の合計額を記載します。

(1) **1** 「(1)預貯金等の状況」欄の「預貯金等合計（a）」欄の金額

(2) **3** 「(3)その他の財産の状況」欄の「合計（b）」欄の金額

ロ 「 当面の必要資金額（（c））」欄

次の「 当面の必要資金額」の内容」欄において計算した金額を記載します。

| 「 当面の必要資金額」の内容 | | |
|---------------------|------------------|---|
| 項目 | 金額 | 内容 |
| 支出見込 | 事業支出 | 5,200,000円 仕入代金1,500,000円 + 給与850,000円 + 役員給与550,000円 + 工場修繕費1,200,000円 + 借入金返済550,000円 + 諸経費348,000円 + 社会保険料等202,000円 |
| | 生活費 (個人の場合のみ) | 円 【扶養親族 人】 |
| 収入見込み | 4,200,000円 | 事業収入(取引先3社からの売掛金回収額) ・ × × × 株式会社(熊本市 町)・株式会社(× × 市 × ×)・有限会社(郡 町) |
| (支出見込) - (収入見込) (C) | | 1,000,000円 マイナスになった場合は0円 |

(イ) 「事業支出」欄

申請書を提出する日からおおむね1か月以内（以下「計算期間」といいます。）（*1）に支出する事業の継続のために必要不可欠な金額（*2）及びその主な内容を記載します。

仕入、給与・役員給与（人件費）、家賃等、諸経費、借入返済その他の支出を記載します。

なお、これらの支出は、事業の継続のために真に必要と認められるものに限られるため、例えば、次に掲げるようなものは認められないことに留意してください。

- ・ 不要不急の財産の取得のための支出。
- ・ 期限の定めのない債務の弁済のための支出

納税者が給与所得者、年金所得者などの事業を行っていない個人である場合は、この欄の金額は0円となります。

- * 1 申請書を提出する日から1か月以内において、最も資金の手当てが必要になる日までの期間とすることができます。
- * 2 計算期間を超える期間における支出であっても、そのために資金の手当てをしておかなければその事業を継続することができなくなるような支出については、必要最小限度の範囲内でこの欄の金額に含めることができます。

(ロ) 「生活費」欄（納税者が個人の場合のみ）

計算期間に支出する納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費として、次のA又はBのいずれかの方法により計算した金額（*1、2）を記載します。

A 納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費として、①納税者本人につき100,000円、②生計を一にする配偶者その他の親族1人につき45,000円、③手取り額から①及び②を差し引いた金額の100分の20に相当する金額（又は①及び②の合計額の2倍に相当する額のいずれか少ない金額）の合計額（以下「基準額」といいます。）。

なお、納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の年齢、所有資産、健康状態などの事情を勘案して、養育費、教育費、治療費など生活の維持のために必要不可欠な支出として、基準額を超える金額の生活費を見込む必要がある場合には、必要最低限の所要資金の額を基準額に加算することができます。

B 実際に支払った食費、家賃、水道光熱費などの金額を具体的に把握している場合は、それらの金額のうち、生活費として通常必要と認められる金額を積算した金額。

- * 1 収入などの状況により、計算期間を超える期間のために資金手当てをしておかなければ生活を維持することができなくなるような場合には、その超える期間のための必要最低限の範囲内で、A又はBのいずれかの方法により計算した金額に加算することができます。
- * 2 納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の中に生活費を負担している人がいる場合には、その人の負担額をA又はBのいずれかの方法により計算した金額から減算します。

〈生活費の「内容」欄の記載例〉（Aの方法により計算した場合）

（給与収入（手取り額）35万円、4人家族（納税者本人、妻、子2人）の場合）

納税者は、妻及び子2人を扶養しているが、妻にはパートによる給与収入が月5万円程度ある。

また、納税者は病気のため定期的に病院へ通院しており、月に15,000円程度の医療費を支払っている。

$$100,000\text{円}\textcircled{1} + (45,000\text{円} \times 3\text{人})\textcircled{2} = 235,000\text{円} (a)$$

（納税者本人の生活費）（納税者と生計を一にする親族の生活費）

$$235,000\text{円} (a) + \{ (350,000\text{円} - 235,000\text{円} (a)) \times 20/100 \}\textcircled{3} = 258,000\text{円}$$

（手取り額）

（基準額）

$$258,000\text{円} + 15,000\text{円} - 50,000\text{円} = 223,000\text{円}$$

（基準額）

（医療費）

（妻の給与収入）

（生活費）

生活費をAの方法により計算した場合には、上記の記載例のように、基準額を求める計算式のほか、基準額に加算又は減算するものがある場合にその理由を「内容」欄に記載します。Bの方法により計算した場合には、その積算した食費、家賃、水道光熱費などの金額の内訳を「内容」欄に具体的に記載します。

(A) 「収入見込」欄

計算期間に入金予定の事業収入、給与収入、その他の収入金額及びその主な内容（給与収入の場合は支給者の名称・所在地、事業収入の場合は取引先の名称・所在地等）を記載します。

(二) 「（支出見込） - （収入見込）（c）」欄

支出見込額から収入見込額を控除した金額（マイナスの場合は、0円とします。）を記載し、この欄の金額を「**当面の必要資金額（（C））**」欄に転記します。

八 「 現在納付可能資金額（ - ）」欄

「 **当座資金額（（a）+（b））**」欄の金額から「 **当面の必要資金額（（c））**」欄の金額を差し引いた金額を記載します。

「 **現在納付可能資金額（ - ）**」欄の金額は、直ちに納付に充てることができる金額であるため、できるだけ速やかに納付してください。

なお、納付がない場合は、猶予が不許可となる場合がありますので、ご注意ください。

納付の手続については、広域本部が交付する「納付書」を使用して納付してください。

「収支の明細書」の書き方

様式第2号

収 支 の 明 細 書

申請書を提出する日を記載してください。

平成28年 5月 1日

1 住所・氏名等

| | | | |
|-----|------------------|-----|---------------|
| 住 所 | 熊本市中央区水前寺6丁目18-1 | 氏 名 | 県庁電子株式会社 |
| 所在地 | | 名 称 | 代表取締役社長 熊本 太郎 |

前1年間における各月の収支及び支出状況

| 1 月 | 総収入金額 | 総支出額 | 差額(-) | 備 考 |
|---------|------------|------------|------------|--|
| H27年4月 | 4,900,000円 | 4,215,000円 | 585,000円 | |
| H27年5月 | 4,715,000円 | 4,162,000円 | 553,000円 | |
| H27年6月 | 4,600,000円 | 4,110,000円 | 490,000円 | |
| H27年7月 | 5,100,000円 | 4,285,000円 | 815,000円 | 事業用車輛の売却代金として30万円の臨時的な収入があったため |
| H27年8月 | 4,800,000円 | 4,180,000円 | 620,000円 | |
| H27年9月 | 4,300,000円 | 4,005,000円 | 295,000円 | |
| H27年10月 | 4,400,000円 | 4,040,000円 | 360,000円 | |
| H27年11月 | 3,800,000円 | 5,830,000円 | 2,030,000円 | 製造用機械の故障による修繕費として300万円の臨時的な支出があったため。 |
| H27年12月 | 3,300,000円 | 3,200,000円 | 100,000円 | 工場施設内の電気設備の定期点検費用として20万円の臨時的な支出があったため。 |
| H28年1月 | 4,650,000円 | 4,130,000円 | 520,000円 | |
| H28年2月 | 3,950,000円 | 3,883,000円 | 67,000円 | 事業用車両3台分の車検費用として35万円の臨時的な支出があったため。 |
| H28年3月 | 4,250,000円 | 3,980,000円 | 270,000円 | |

3 今後の平均的な収入及び支出の見込額(月額)

| 区 分 | | 見込金額 | 区 分 | | 見込金額 | |
|--------------|--------|------------|------------|--------|-------------------|------------|
| 2 | 収 入 | 売上 | 4,500,000円 | 支 出 | 仕入 | 1,500,000円 |
| | | | 円 | | 給与 | 850,000円 |
| | | | 円 | | 役員報酬 | 650,000円 |
| | | | 円 | | 借入金返済 | 450,000円 |
| | | | 円 | | 社会保険料等(健康保険、厚生年金) | 202,000円 |
| | | | 円 | | 諸経費 | 348,000円 |
| | | | 円 | | | 円 |
| | | | 円 | | | 円 |
| 収入合計 | | 4,500,000円 | 支出合計 | | 4,000,000円 | |
| 納付可能基準額(-) | | 500,000円 | | | | |

【備考】

この欄に記載した金額をこの欄に記載した金額を「7分割納付年月日及び分割納付金額」欄の「納付可能基準額」欄に転記します。

4 今後1年以内における臨時的な収入及び支出見込金額

| 3 | 内 容 | 年 月 | 金 額 |
|------------------|------------------------|------------|------------|
| 臨 時 収 入 | ×生命保険からの一時金 | 平成 28年 11月 | 1,500,000円 |
| | エレクトロニクス株式会社への貸付金回収 | 平成 28年 12月 | 200,000円 |
| | | 平成 年 月 | 円 |
| | | 平成 年 月 | 円 |
| 臨 時 支 出 | 電子部品組立て機械の老朽化による新規購入費用 | 平成 28年 6月 | 450,000円 |
| | 工場設備内の電気設備の定期点検費用 | 平成 29年 2月 | 200,000円 |
| | | 平成 年 月 | 円 |
| | | 平成 年 月 | 円 |

5 今後1年以内に納付すべきことが見込まれる国税及び地方税等

| 4 | 年 月 | 税 目 | 金 額 | 年 月 | 税 目 | 金 額 |
|---|---------|--------------|----------|----------|-----------------|------------|
| | H28年 6月 | 固定資産税 | 50,000円 | H28年 11月 | 消費税及び地方消費税(中間分) | 1,740,000円 |
| | H28年 7月 | 源泉所得税 | 120,000円 | H29年 1月 | 源泉所得税 | 120,000円 |
| | H28年 7月 | 労働保険料(労災保険等) | 50,000円 | H29年 1月 | 固定資産税 | 50,000円 |
| | H28年 9月 | 固定資産税 | 50,000円 | H29年 3月 | 固定資産税 | 50,000円 |
| | 年 月 | | 円 | 年 月 | | 円 |

6 家族(役員)の状況

| 5 | 納 (役職) | 氏 名 | 生 年 月 日 | 収入・報酬(月額) (専従者給与を含む) | 職業・所有財産等 |
|---|-----------|-------|-------------|-------------------------|----------|
| | 代表者 | 熊本 太郎 | 昭和36年10月 4日 | 400,000円 | |
| | 取締役 | 熊本 次郎 | 昭和38年 6月12日 | 250,000円 | |
| | | | 年 月 日 | 円 | |
| | | | 年 月 日 | 円 | |
| | | | 年 月 日 | 円 | |

7 分割納付計画

| 6 | 納付年月日 | 納付可能基準額 | 季節変動等に伴う増減額 | 臨時的収入額 | 国税及び地方税等 | 分割納付金額 (+ + -) |
|---|-------------|----------|-------------|------------|------------|---------------------|
| | 平成28年6月30日 | 500,000円 | 200,000円 | 450,000円 | 50,000円 | 200,000円 |
| | 平成28年7月31日 | 500,000円 | 円 | 円 | 170,000円 | 330,000円 |
| | 平成28年8月31日 | 500,000円 | 円 | 円 | 円 | 500,000円 |
| | 平成28年9月30日 | 500,000円 | 200,000円 | 円 | 50,000円 | 650,000円 |
| | 平成28年10月31日 | 500,000円 | 円 | 円 | 円 | 500,000円 |
| | 平成28年11月30日 | 500,000円 | 200,000円 | 1,500,000円 | 1,740,000円 | 60,000円 |
| | 平成28年12月28日 | 500,000円 | 150,000円 | 200,000円 | 円 | 550,000円 |
| | 平成29年1月31日 | 500,000円 | 300,000円 | 円 | 170,000円 | 30,000円 |
| | 平成29年2月28日 | 500,000円 | 250,000円 | 200,000円 | 円 | 50,000円 |
| | 平成29年3月31日 | 500,000円 | 円 | 円 | 50,000円 | 110,000+延滞金 |
| | 平成 年 月 日 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 平成 年 月 日 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)」欄の「納付可能基準額(-)」欄に記載した金額を、この欄に転記します。

「納付年月日」欄及び「分割納付金額」欄については、「徴収の猶予申請書」(7ページ)の「納付(納入)計画」欄に転記します。

1

「2 直前1年間における各月の収入及び支出の状況」欄

申請書を提出する日の直前1年間における各月ごとの「総収入金額」、「総支出金額」及び「差額（ - ）」を記載します。

また、「差額（ - ）」欄の金額がマイナスのときは、金額の前に「-」を付けます。

なお、臨時的な収入や支出があった月については、「備考」欄にその理由を記載します。

（「備考」欄の記載例）

- ・ 事業用車両の売却代金として30万円の臨時的な収入があったため。
- ・ 製造用機械の故障による修繕費として300万円の臨時的な支出があったため

月次決算又は毎月の収支計算を行っていない場合は、直前の事業年度の決算に基づき記載して差し支えありません。

2

「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄

猶予期間中における月単位の平均的な収入及び支出の見込金額を記載します。

この欄で計算した「納付可能基準額（ - ）」を基に「4 分割納付計画」欄に記載します。

イ 「収入」欄

売上収入その他の経常的な収入を全て記載します。

（納税者が個人の場合には、給与収入や報酬も含めて記載します。）

ロ 「支出」欄

事業に係る支出

仕入、給与・役員給与（人件費）、家賃等、諸経費、借入返済その他の支出を記載します。

なお、これらの支出は、事業の継続のために真に必要と認められるものに限られるため、例えば、次に掲げるようなものは認められないことに留意してください。

- ・ 不要不急の財産の取得のための支出。
- ・ 期限の定めのない債務の弁済のための支出

生活費（納税者が個人の場合のみ）

納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費として、次のA又はBのいずれかの方法により計算した金額を記載します。

なお、納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の中に生活費を負担している人がいる場合には、その人の負担額を次のA又はBのいずれかの方法により計算した金額から減算します。

- A 納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費として、①納税者本人につき100,000円、②生計を一にする配偶者その他の親族1人につき45,000円、③手取り額（*）から①及び②を差し引いた金額の100分の20に相当する金額（又は①及び②の合計額の2倍に相当する額のいずれか少ない金額）の合計額（以下「基準額」といいます。）。

なお、納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の年齢、所有資産、健康状態などの事情を勘案して、養育費、教育費、治療費など生活の維持のために必要不可欠な支出として、基準額を超える金

額の生活費を見込む必要がある場合には、必要最低限の所要資金の額を基準額に加算することができます。

* 「手取り額」とは、給与所得者については、直近の1か月分の給与収入から源泉所得税、地方税及び社会保険料等を控除した金額、個人事業者及び不動産所得者のうち青色申告者については、直近の年分の確定申告における青色申告決算書における青色申告特別控除前の所得金額、白色申告者については、直近の年分の確定申告における収支内訳書における専従者控除前の所得金額に相当する計算期間における額をいいます。

なお、複数の所得がある場合は、それぞれの所得金額について計算した額の合計です。

B 実際に支払った食費、家賃、水道光熱費などの金額を具体的に把握している場合は、それらの金額のうち、生活費として通常必要と認められる金額を積算した金額。

〔備考〕欄の記載例) (Aの方法により計算した場合)

(給与収入(手取り額) : 35万円、4人家族(納税者本人、妻、子2人)の場合)

納税者は、妻及び子2人を扶養しているが、妻にはパートによる給与収入が月5万円程度ある。

また、納税者は、病気のため定期的に病院へ通院しており、月に15,000円程度の医療費を支払っている。

$$100,000\text{円}① + (45,000\text{円} \times 3\text{人})② = 235,000\text{円}(a)$$

(納税者本人の生活費) (納税者と生計を一にする親族の生活費)

$$235,000\text{円}(a) + \{(350,000\text{円} - 235,000\text{円}(a)) \times 20/100\}③ = 258,000\text{円}$$

(手取り額)

(基準額)

$$258,000\text{円} + 15,000\text{円} - 50,000\text{円} = 223,000\text{円}$$

(基準額)

(医療費)

(妻の給与収入)

(生活費)

生活費をAの方法により計算した場合には、上記の記載例のように、基準額を求める計算式のほか、基準額に加算又は減算するものがある場合にその理由を【備考】欄に記載します。Bの方法により計算した場合には、その積算した食費、家賃、水道光熱費などの金額の内訳を【備考】欄に具体的に記載します。

3

「4 今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額」欄

今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額について記載します。

「臨時収入」欄

例えば、不要不急資産の売却、新規借入や貸付金の回収等による臨時的な収入が見込まれる場合に、その内容、年月及び金額を記載します。

| 内訳 | 内 容 | 年 月 | 金 額 |
|--------------|---------------------|------------|------------|
| 臨時 収 入 | ×生命保険からの一時金 | 平成 28年 11月 | 1,500,000円 |
| | エレクトロニクス株式会社への貸付金回収 | 平成 28年 12月 | 200,000円 |
| | | 平成 年 月 | 円 |
| | | 平成 年 月 | 円 |
| | | 平成 年 月 | 円 |

「臨時支出」欄

例えば、事業の継続のためのやむを得ない設備・機械の購入等による臨時的な支出が見込まれる場合に、その内容、年月及び金額を記載します。

| | | | |
|--------------|------------------------|-----------|----------|
| 臨時 支 出 | 電子部品組立て機械の老朽化による新規購入費用 | 平成 28年 6月 | 450,000円 |
| | 工場設備内の電気設備の定期点検費用 | 平成 29年 2月 | 200,000円 |
| | | 平成 年 月 | 円 |
| | | 平成 年 月 | 円 |
| | | 平成 年 月 | 円 |

4

「5 今後1年以内に納付すべきことが見込まれる国税及び地方税等」欄

今後1年以内に納付すべきことが見込まれる国税、地方税、社会保険料等について、その納付すべきこととなる年月、税目及び金額をそれぞれの欄に記載します。

| 5 今後1年以内に納付すべきことが見込まれる国税及び地方税等 | | | | | |
|--------------------------------|--------------|----------|----------|-----------------|------------|
| 年 月 | 税 目 | 金 額 | 年 月 | 税 目 | 金 額 |
| H28年 6月 | 固定資産税 | 50,000円 | H28年 11月 | 消費税及び地方消費税(中間分) | 1,740,000円 |
| H28年 7月 | 源泉所得税 | 120,000円 | H29年 1月 | 源泉所得税 | 120,000円 |
| H28年 7月 | 労働保険料(労災保険等) | 50,000円 | H29年 1月 | 固定資産税 | 50,000円 |
| H28年 9月 | 固定資産税 | 50,000円 | H29年 3月 | 固定資産税 | 50,000円 |
| 年 月 | | 円 | 年 月 | | 円 |

月ごとに納付する源泉所得税や社会保険料などは「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)」の「支出」欄に記載します。

5

「6 家族（役員）の状況」欄

納税者が法人の場合

全ての役員について、その役職、氏名、生年月日、月の報酬額及び所有財産等を記載します。

(事例の場合)

| 6 家族（役員）の状況 | | | | |
|-------------|-------|-------------|-------------------------|----------|
| 続柄 （役職） | 氏 名 | 生 年 月 日 | 収入・報酬（月額） （専従者給与を含む） | 職業・所有財産等 |
| 代表者 | 熊本 太郎 | 昭和36年10月 4日 | 400,000円 | |
| 取締役 | 熊本 次郎 | 昭和38年 6月12日 | 250,000円 | |
| | | 年 月 日 | 円 | |
| | | 年 月 日 | 円 | |
| | | 年 月 日 | 円 | |

納税者が個人の場合

生計を一にする親族について、続柄、氏名、生年月日、収入金額（専従者給与を受けている場合は、その金額）、職業及び所有財産等を記載します。

(記載例)

| 6 家族（役員）の状況 | | | | |
|-------------|--------|-------------|-------------------------|----------|
| 続柄 （役職） | 氏 名 | 生 年 月 日 | 収入・報酬（月額） （専従者給与を含む） | 職業・所有財産等 |
| 妻 | 熊本 小百合 | 昭和43年 8月12日 | 50,000円 | パート |
| 長男 | 熊本 一郎 | 平成 8年 7月25日 | 0円 | 大学生 |
| 長女 | 熊本 小菊 | 平成10年12月17日 | 0円 | 高校生 |
| | | 年 月 日 | 円 | |
| | | 年 月 日 | 円 | |

6

「7 分割納付年月日及び分割納付金額」欄

イ 「納付年月日」欄

猶予期間中の各月の納付年月日を記載します。

ロ 「納付可能基準額」欄

「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄の「納付可能基準額（ - ）」欄に記載した金額を転記します。

ハ 「季節変動等に伴う増減額」欄

「2 直前1年間における各月の収入及び支出の状況」欄のほか、例年の収支状況を基に、「3 今後の平

均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄で算出した「納付可能基準額（ - ）と比較し、季節変動等に伴う増減額を記載します。

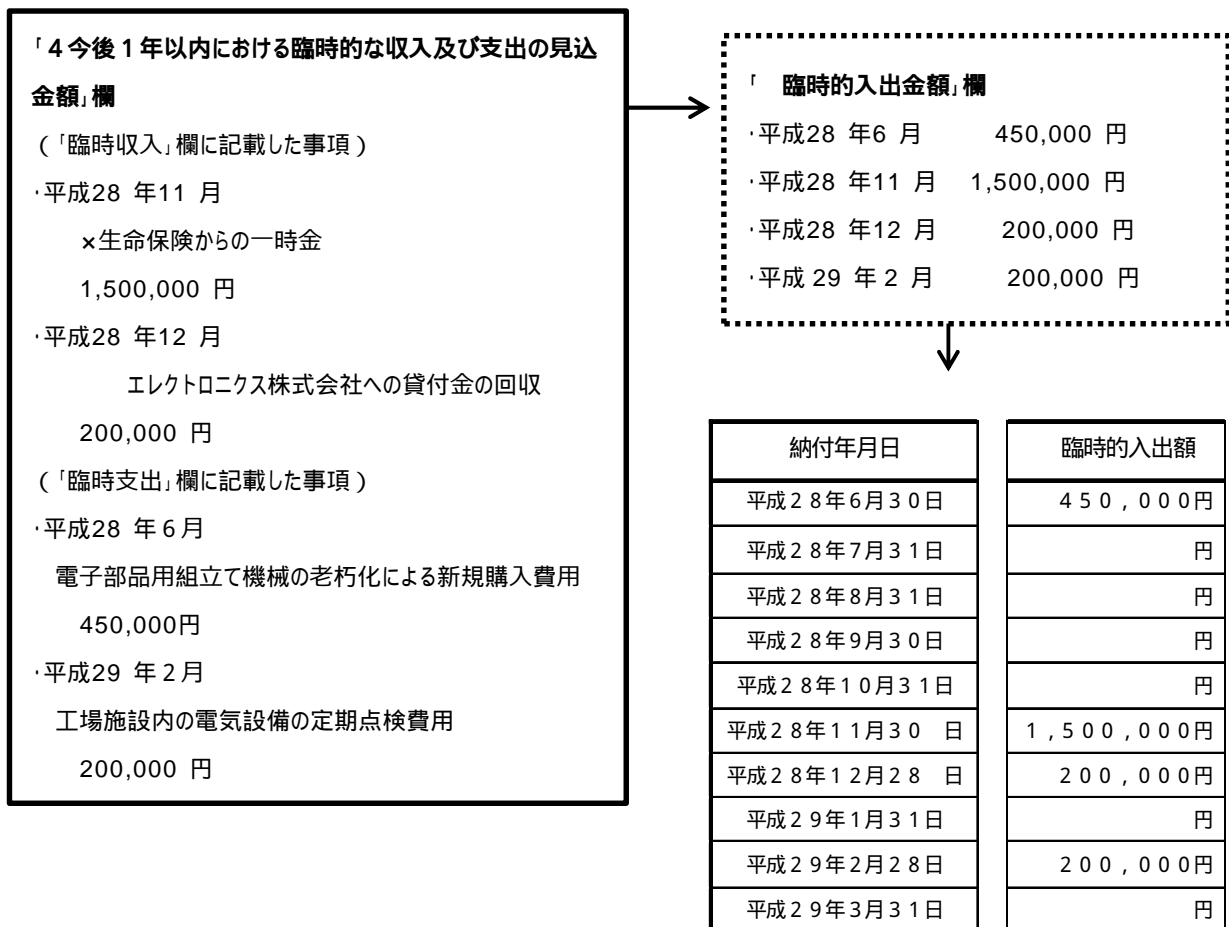
なお、減額する場合には、金額の前に「 - 」を付けます。

二 「 臨時的入出金額」欄

「4 今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額」欄を基に、納付年月における臨時的入出金額の合計額を記載します。

なお、減額する場合には、金額の前に「 - 」を付けます。

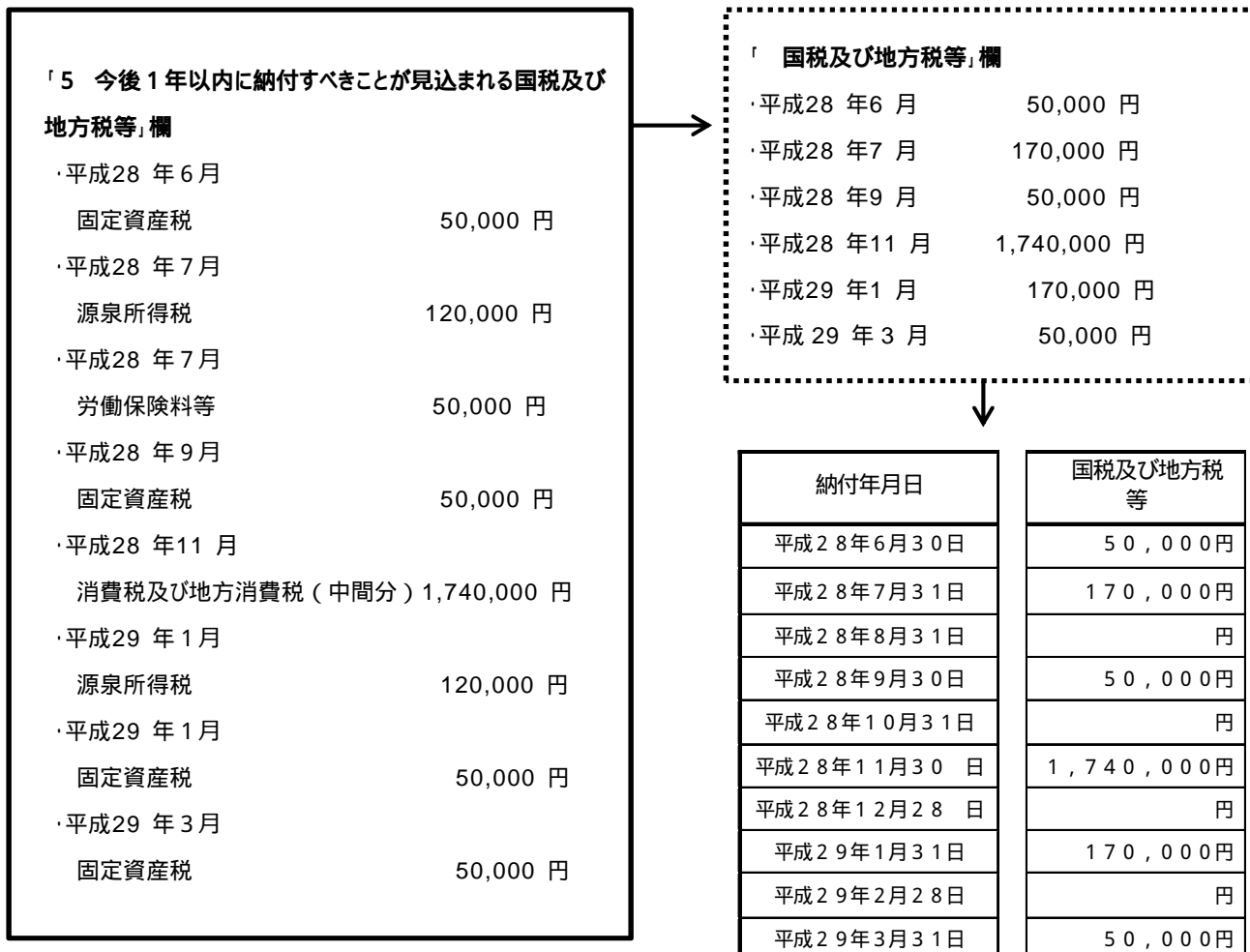
(事例の場合)



ホ 「 国税等納付額」欄

「5 今後1年以内に納付すべきことが見込まれる国税及び地方税等」欄に記載した、納付年月における国税等の納付見込額を転記します。

(事例の場合)



ハ 「 分割納付金額(+ + -)」欄

各月ごとに、「納付可能基準額」欄の金額から、「季節変動等に伴う増減額」欄の金額及び「臨時的入出額」欄の金額を加算し、「国税及び地方税等」欄の金額を減算した金額を記載します。

なお、最終の納付年月日の「分割納付金額(+ + -)」欄には、「円(本税の残額) + 延滞金」と記載します。